

修繕請負契約書（案）

1	修繕の名称	市立共和中学校普通教室整備修繕			
2	修繕の場所	相模原市 中央区共和1-3-10			
3	契約金額	十億	百万	千	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4	工 期 (契約期間)	契約日 完成期限 令和 9 年 2 月 26 日			
5	支払の条件	前払金	無		
		部分払	無		
6	契約の保証				
7	監督員	監督員条項（第 5 条）のとおり			
8	検査及び引渡し	検査及び引渡し条項（第 8 条）のとおり			
9	契約不適合責任期間	契約不適合責任条項（第 1 3 条）のとおり			

上記の修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

契約日と同日

収 入

印 紙

発注者

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 本 村 賢 太 郎

印

受注者

所在地
名 称
代 表

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき（頭書を含む。）、別紙「仕様書」に従い、関連法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 受注者は、頭書に規定する契約金額及び完成期限内に修繕を完成しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括下請負の禁止及び下請負の場合の措置)

第4条 受注者は、請け負った修繕を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を経て修繕の施工の一部を第三者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、受注者が修繕の施工の一部を第三者に請け負わせる場合は、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を置いたときは、受注者に告知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書(図面、仕様書等をいう。)に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程管理、立会い、修繕の施工状況の検査、材料検査(確認を含む。)

3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知する。

4 発注者が監督員を置いたときは、この条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。))第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(秘密の保持等)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 受注者は、本契約により受託した業務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、第5条の規定により発注者が承諾した再委託の相手方に、前2項の規定を遵守させなければならない。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、修繕が完成したときは遅滞なく、修繕完成届並びに修繕箇所の関係写真を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは契約目的が履行され、当該施設が受注者から発注者に引渡されたものとする。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は、前条に規定する検査に合格したときは、所定の手続に従って発注者に契約金額の支払いを請求し、発注者は適正な請求書を受理した日から30日以内に、相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(違約金の徴収)

第10条 受注者の責に帰する理由により、完成期限までに業務が履行されないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、契約金額につき遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で算出した金額とする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、業務の実施及びその結果が不完全なことにより、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が受注者の責めに帰することができない理由により生じたときは、この限りでない。

2 修繕の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者で協力して紛争解決に当たるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第12条 暴風、豪雨、地震、火災等の自然的又は人為的な事象であって、発注者と受注者の双方の責に帰すべからざるものにより、修繕の出来形部分に損害を生じたときは、発注者と受注者が協議して負担額を定めるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、発注者の検査合格後1年の期間契約不適合責任を負わなければならない。

2 契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその旨を受注者に通知したときは、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 相当の期間を定めてその履行を催告したにも関わらず、工期内又は工期後相当の期間内に修繕を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に反し、その違反により契約の目的が達せられないとき。

2 第1項の規定により契約を解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、前項の違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により修繕を完成することが不可能になったときは契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第17条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(疑義等の解決)

第18条 この契約条項について、発注者と受注者の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して決める。

(合意管轄裁判所)

第19条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。